の一部を改正する省令を次のように定める。第二十二条の規定に基づき、植物防疫法施行規則植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)農林水産省令第四十八号 七十三号)の一部を次のように改正する。植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第植物防疫法施行規則の一部を改正する省令 平成十二年三月三十一日 農林水産大臣 玉沢徳一郎

第四十条を次のように改める。

ニカメイガ トビイロウンカ 十 セジロウンカ

ツマグロヨコバイ

ムシ類

すもも、なし、もも及びりんごのシンクイ

コブノメイガ コナガ 大豆の吸実性カメムシ類 カンシヤコバネナガカメムシ

官

茶たんそ病菌

第四十条 法第二十二条の農林水産大臣の指定す (指定有害動植物) そうのアブラムシ類 ピーマン、レタス、ばれいしよ及びほうれん トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、 いも、すいか、だいこん、大豆、たまねぎ、 カキノヘタムシガ いちご、きく、キヤベツ、きゆうり、さと

る有害動物は、次のとおりとする。 二 イネミズゾウムシ びわ及びもものカメムシ類 かき、かんきつ、キウイフルーツ、なし、

ももせんこうさいきん病菌 むぎうどんこ病菌類

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。 むぎあかかび病菌類 ぶどうべと病菌 なしこくはん病菌 りんごはんてんらくよう病菌

なしくろほし病菌

トマト及びばれいしよのえき病菌

2 法第二十二条の農林水産大臣の指定する有害 植物は、次のとおりとする。 十八 ヒメトビウンカ スのはいいろかび病菌 いちご、きゆうり、トマト、なす及びレタ いねいもち病菌 かんきつかいよう病菌 いねもんがれ病菌 も及びりんごのハマキムシ類 もも及びりんごのハダニ類 かき、かんきつ、茶、なし、ぶどう、 おうとう、かき、かんきつ、 斑点米カメムシ類 ハスモンヨトウ 茶、 なし、 ŧ

きゆうり、なす及びピーマンのうどんこ病 キヤベツくろぐされ病菌 かんきつそうか病菌 かんきつこくてん病菌 キヤベツ及びレタスのきんかく病菌 きくしろさび病菌 たまねぎ及びねぎのさび病菌 きゆうりべと病菌